

令和7年度

いじめ防止基本方針



東金市立豊成小学校

令和7年度 豊成小学校 いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法13条に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

I いじめの定義とその防止に関する基本的な考え方

1 いじめの定義「いじめ防止対策推進法第2条」

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

つまり、いじめは、児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命や身体に重大な危険を生じさせるものである。また、どの学年、学級でも起こりうるものであり、すべての児童に関わる問題である。

2 いじめの判断

◎いじめに当たるか否かの判断は、以下の点を考慮して行う。

- (1) いじめられた児童の立場に立つ。（いじめられる理由は存在しない）
- (2) 一定の人的関係とは学校の内外を問わず、児童が関わっている仲間や集団での何らかの関係を指す。
- (3) 加害、被害という二者関係だけでなく、所属集団の問題（無秩序性や閉塞性等）、観衆（はやし立てたりおもしろがったりする）や傍観者（周辺で暗黙の了解を与えている）の存在にも注意を払う。
- (4) いじめには多様な態様があり、本人が否定する、外見的にはけんかに見える、当該児童が知らない、好意で行った行為が結果的に苦痛を感じさせてしまう、いじめた側といじめられた側が入れ替わる、などの場合を踏まえ、以下のように身体的ではない場合も含めて具体的に想定しておく。
 - ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ②仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ③軽く（ひどく）、遊ぶ振りをしたたたかれる・蹴られる
 - ④金品をたかられる、隠される、盗まれる、壊される、捨てられる
 - ⑤嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ⑥パソコンや携帯電話等で誹謗中傷やいやなことをされる 等々

3 いじめ防止に関する基本的な考え方

◎いじめは、いつでも、どこでも起こりうるが、その背景となるものに目を向けていかなければ、本当の改善へとは進まない。学校教育全体を改めて見直し、いじめがないことが当たり前の環境となることを目的として基本となる考え方を決定した。

いじめの防止、その言葉のとおり、児童が安心して学校生活が送れるように、いじめが行われなくすることが目的であるが、そのためには、いじめをいち早く発見して拡大しないようにしたり、再発防止に努めたりするだけでなく、いじめを生まない土壌作り、いわゆる未然防止の視点が大切であり、教育活動全体をとおして、全ての児童の居場所づくりや絆づくりに努めなければならない。同時に、全ての児童に関わる問題としての意識をもち、いじめは許されない行為であることを十分理解させ、いじめをしない、させない、見逃さないという防止への強い意志を育んでいかなければならない。また、防止への対策は、保護者や地域あるいは関係機関との連携のもとに、組織的に推進されなければならない。

4 いじめ防止基本方針策定の観点

- (1) 未然防止のための環境づくり、早期発見のための手立て、発見後の適切な対応、の3つの視点から策定する。
- (2) 本校の実態を踏まえ全児童、全保護者、全教職員に係る問題として策定する。
- (3) いじめ防止対策委員会を組織し、関係機関との連携を含めて組織的に対応するものとして策定する。
- (4) PDCAサイクルの機能をもたせ、点検、評価、改善、公表をしていくものとして策定する。

II いじめ防止のための具体策

◎本校では、いじめを防止するために、次の3つを柱に対策を講じていく。

いじめをしない、させない心を育み ささいな変化に気づいて、速やかに 温かくきめ細かく、希望をもたせて	(未然防止) (早期発見) (適切な事後対応)
--	-------------------------------

1 未然防止のための環境づくり

◎以下の(1)～(6)の具体策は、いじめそのものに対する未然防止策といじめを生まない土壌づくりという2つの視点から設定したものである。目的や時間を共有して行うものもある。また、いじめ加害の背景にあるストレス(イライラ感、無気力感、身体の不調など)やストレッサー(ストレスをもたらす競争的価値観、学習、教師、友人、家族に関するいやなこと)について発生の緩和をめざす取組でもある。

(1) 一人一人の居場所がある学級経営

☆いじめを生まない環境づくりとして、児童が学級に居場所をもち、他の児童に認められている存在になるように、一人一人の心に目を向けた学級経営に努める。

- ①一人一人の居場所づくり(自己有用感の高まる場作りをあらゆる場面で)
- ②基本的な生活習慣の育成(生活目標の設定、児童の一日：生活の約束の活用)
- ③道徳授業の充実(いじめや人権を扱った授業を含む) ※ストレスの解消
- ④自治的(集団的)活動体験の充実 ※困難に打ち勝つ心の育成
(みんなで決めて、みんなで取り組み、みんなで評価する活動の位置づけ)
- ⑤読書活動の充実(朝の読書や図書館活用の推進)
- ⑥学級経営案への手立ての記述(教師と児童の人間関係づくりを含めて)

(2) 生徒指導の機能を生かした授業づくり

☆学校生活の大部分を占める授業の中で、自己有用感を高める工夫をする。また、自信のなさや不安(消極的・否定的な態度)を解消し、ひやかしからかいなどを除去する授業づくりを目指す。

- ①自己有用感を高める授業づくり(共感、自己存在感、自己決定の3要素がある)
- ②楽しくわかる授業づくり(学力向上策の推進)
- ③学習規律や学び方を身につけさせる授業づくり(共通の掲示物の活用)
- ④思考力や表現力、学び合いを大切にした授業づくり(授業研究)
- ⑤個別のニーズに応じた指導の充実(特別支援教育、取り出し指導、少人数指導)

(3) 人間関係を構築する特別活動

☆学級経営だけでなく、教育活動全体の中で望ましい集団づくりをする。特に、特別活動を重視し、いろいろな集団や活動の中で経験させることにより、人間関係を軸とする社会性を培う。

- ①児童会活動の充実（募金活動、各委員会活動、笑顔集会、6年生を送る会）
- ②異学年交流活動の充実（1年生を迎える会、なかよし給食の設定）
- ③学校行事の充実（運動会等の体育的行事）
- ④ボランティア活動の充実（読み聞かせ）
- ⑤社会体験、交流体験、感動体験の充実（外部人材の活用）
（職場体験、芸術鑑賞会、お年寄りや幼稚園児との交流会、社会福祉体験）
- ⑥部活指導の充実（過度の競争意識や勝利至上主義の排除）

(4) いじめ防止の理解のための活動

☆「いじめ防止」そのものを対象とした取組として、いじめという行為や要因、影響の理解、いじめられた時の対応、未然防止について、より具体的に知ったり、考えたりさせる。

- ①いじめゼロ宣言（標語づくり）→暴力や暴言、いじめの排除宣言（掲示）
- ②いじめの理解と防止（道徳の授業や掲示物）※しない、させない、見逃さない
- ③人権カレンダーの作成、人権の花の栽培、人権教室
- ④いのちを大切にするキャンペーンの実施
- ⑤いじめ相談窓口や電話の周知（相談は適切な行為である）
- ⑥情報モラル教育（ネット上のいじめ防止）

(5) 保護者や地域への理解

☆いじめの防止について、児童を取り巻く全ての環境からアプローチできるようにするために、保護者や地域、関係機関との方々と連携して進めていく。また、学校外で起きることも想定して協力を依頼する。

- ①年度当初の「いじめ防止のための方針」の周知（学校だより、ホームページ）
- ②道徳授業の公開（授業参観、フリー参観）
- ③家庭連絡の重視（連絡帳、電話、家庭訪問、学級だより）
- ④学校支援ボランティアの活用（防犯、読み聞かせ）
- ⑤家庭教育学級での研修（いじめ防止対策及びネットいじめ）
- ⑥民生委員、学校評議員への周知（各会議での情報交換）

(6) 教職員の研修

☆教職員のいじめへの認識や未然防止から事後対応に至るまでの理解、いじめを引き起こしたり、助長したりする要因となる言動や体罰について、定期的に研修を重ねる。

- ①いじめにつながる教師側の言動や体罰に関する研修
- ②特別支援教育の研修（発達障害等の理解）
- ③いじめの理解と防止のための研修
（校内研修ツール：国立教育政策研究所の活用）
- ④生徒指導の機能を生かした授業研究（相互参観）
- ⑤いじめ防止に関する外部講師による研修（ケース的な研修）

(7) 校内いじめ防止活動年間計画

月	指 導 の 重 点	活 動 内 容	学校行事
4	○学習や生活のきまりを守らせる。	・生徒指導全体計画 ・いじめ防止基本方針 ・学校人権全体計画 ・教育相談全体計画 ・いのちを大切にするキャンペーン (いじめゼロ宣言) ※いじめ防止啓発強化月間 ・SOSの出し方教育 ・生徒指導会議	始業式 入学式 地区児童会 1年生歓迎会 授業参観
5	○時間を守って生活させる。	・学級経営案 ・職員研修 (教育相談) ・子どもの心を大切にするアンケート ・教育相談アンケート ・教育相談週間 ・生徒指導会議	PTA奉仕作業 運動会 遊・友チャレンジ
6	○校舎の中での過ごし方に気をつけさせる。	・生徒指導会議	交通安全教室 プール開き 人権教室 授業参観
7	○言葉づかいに気をつけさせる。	・生徒指導会議	個人面談 終業式
9	○学習や生活のきまりを守らせる。	・生徒指導会議	始業式 思春期健康教育 薬物乱用防止教室
10	○時間を守って生活させる。	・職員研修 (教育相談) ・教育相談アンケート ・教育相談週間 ・特別支援アドバイザー来校 ・生徒指導会議 ・携帯電話、タブレット等使用状況調査	陸上競技大会壮行会 購買学習 体力テスト 遊・友チャレンジ 授業参観 体操大会壮行会
11	○清掃にしっかり取り組ませる。	・生徒指導会議	健康マラソン
12	○言葉づかいに気をつけさせる。	・生徒指導会議	マラソン大会 終業式
1	○学習や生活のきまりを守らせる。	・生徒指導会議	始業式 校内書初め展 授業参観 部活動お別れ試合
2	○学習のまとめにしっかり取り組ませる。	・教育相談アンケート ・教育相談週間 ・生徒指導会議	なわとび集会
3	○次の学年につながる生活をさせる。	・生徒指導会議	6年生を送る会 卒業式 終了式

2 早期発見のための手立て

(1) 教育相談体制の充実

☆ささいなことでも軽視しない積極的な認知に心がけ、教員一人の判断ではなく、組織として複数で判断するとともに、心理的な配慮のもと、事実把握をする。また、プライバシーや秘密保持への配慮を必ず遵守する。

- ①情報の共有と記録の積み重ね（組織への報告と個別ノートへの記録）
- ②アンケート調査（教育相談シート：年3回）
- ③教育相談週間（相談シートをもとにした一人一人への教育相談の実施：年3回）
- ④教育相談箱の設置（常置、毎日の点検）
- ⑤学校生活アンケートの実施（県共通）

(2) 教師の力量の向上

☆「1（6）」とも関連するが、早期発見や対応につながる積極的認知をするためには、教師の観察力を始めとする力量を高める必要があり、その感覚が日常的になるようにする。

- ①日常観察力の向上
（休憩時間、放課後、給食、清掃時の様子や雑談、授業の様子や学習への姿勢
保健室での様子、生活ノートや日記）
- ②情報収集力、伝達力の向上（担任以外の教職員との情報交換及び連携）
- ③認知力の向上（事実の記録の積み重ね、教師用チェックリストの活用）
- ④教育相談力の向上（児童や保護者等からの情報や相談誠実に受ける姿勢づくり）

(3) 児童や保護者等への理解と周知

☆早期発見は、教師一人では無理があり、陰湿であればなおさらである。情報収集について、児童、保護者、教職員、地域へ積極的に情報収集を呼びかけていく。

- ①相談窓口の周知（校長、教頭、養護教諭、相談担当）
○いじめ相談は卑怯ではなく、適切な行為であり、はなす勇気をもたせる。
- ②学校外の相談ダイヤル（法務局等）の周知 なやみいおう
ア）24時子供SOSダイヤル（0120-0-78310）文部科学省
イ）子どもの人権110番（0120-007-110）県法務局
ウ）児童相談所（0475-27-1733）東上総
エ）子どもと親のサポートセンター（0120-415-446）県教委
- ③家庭用チェックリストの活用
○家庭での早期発見のためのチェックリストの活用を呼びかける。リストは、ふだんの生活の様子から発見できそうなものとする。

3 発見後の適切な対応

(1) 組織的な早期対応

☆教師一人で対応するのではなく、組織として全て相談、判断し、対応する体制づくりをする。ただし、暴力的なことが目の前で起きていれば、止めるのは当たり前である。

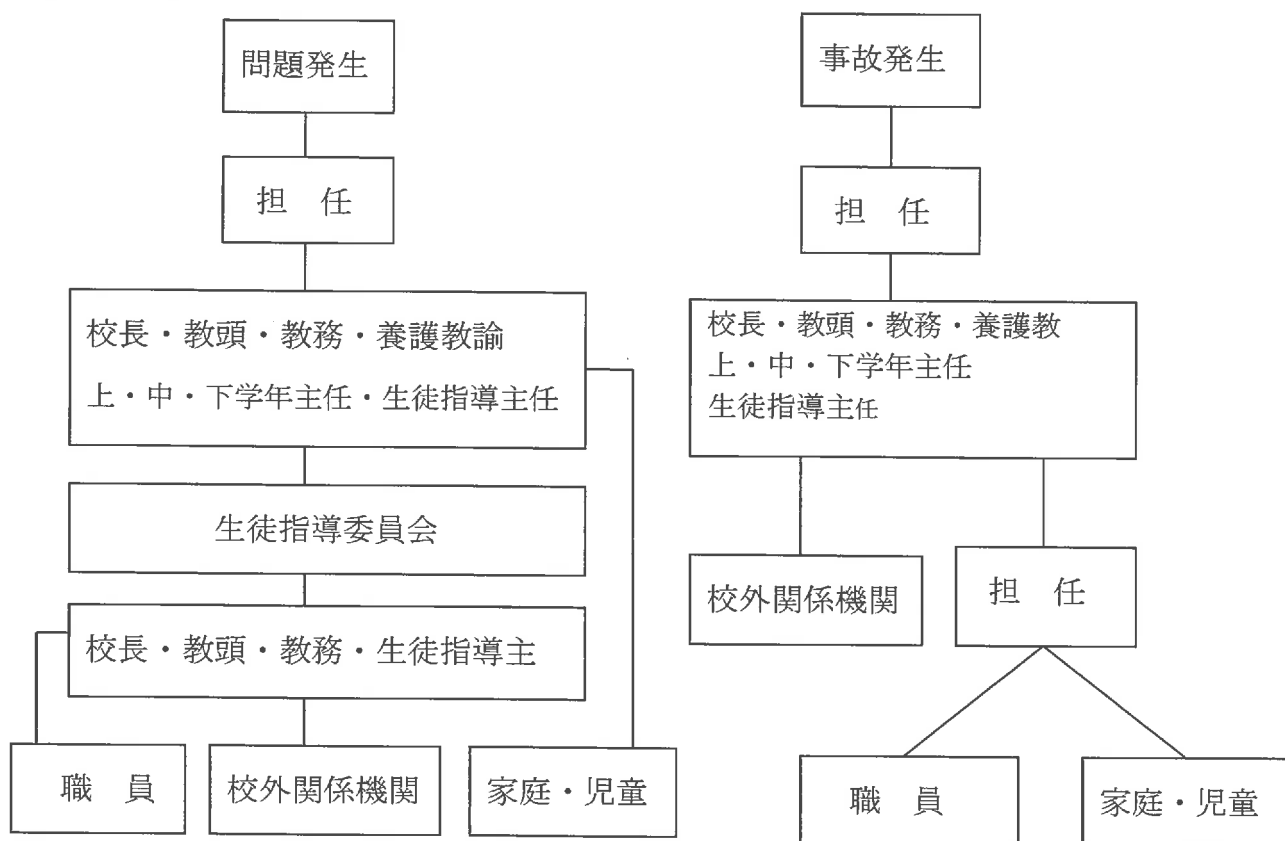
- ①児童の緊急的安全確保（暴力阻止）
○目の前の暴力は止める。その他、いじめられた児童の安全が脅かされる場合は、速やかに避難などの安全を確保する緊急的措置をとる。
- ②報告・連絡・相談の徹底（管理職への報告）
○一人で安易に判断せずに、ささいなこと、あるいは疑いであっても管理職（いじめ防止担当→管理職）へ報告し、いじめ防止対策委員会で判断する。
- ③情報の共有と記録（いじめ防止対策委員会記録簿）

○いじめ防止対策委員会で情報を共有させ、対応を判断し、結果的にいじめの判断をしない場合でも、担任が記録し保存しておく。

④いじめ防止対策委員会の開催

○管理職は、いじめ防止対策委員会の開催の有無の判断をし、指示する。

(2) 組織図



(3) 事実確認

☆一方的な解釈による対応は、決めつけや誤解という二次被害を起こしたり拡大させたりするので、正確な事実確認をする。また、重大事態の判断も必要となるので、慎重に漏れ落ちなく行う。

①被害、加害児童への事情聴取（複数対応）

○誰が対応するのか、どのような場所でするのか、どのような方法をとるのか、を決める。

②被害、加害児童以外への事情聴取（複数対応）

○他の児童の情報や保護者の情報が必要な場合は、①と同様に聴取を実施する。

③聴取内容は、5W1H（6W2H）の原則

○Who、Whom：誰が（一人なのか、複数なのか）、誰を

What：何を（いじめたのか否か）

When：いつ（複数回なのか、いつからなのか）

Where：どこで（場所はどこか）

Why：なぜ（理由は何か、きっかけがあるのか、継続している理由は何か）

How、How much：どのように（どんな方法なのか）、
どれだけなのか

(4) いじめられた児童や保護者への対応

☆いじめられた児童に責任はなく、守り通すことをしっかりと伝え、自尊感情を高められるように、継続的な心理的な支援を保護者や関係機関と連携しながら進めていく。

①事情聴取

- プライバシーに配慮しながら聴取する。
- 不明な点や、つじつまが合わない場合は、再聴取する。ただし、1回目との重複をできるだけ避ける。

②児童を支える体制づくり

- いじめられる理由や責任はないことを伝える。
- 秘密保持、守り通すなどの不安を除去し、必要に応じて、安心して教育を受けられる環境を整える（いじめた児童と離す等）

③保護者への連絡

- 家庭訪問等で保護者に事実や今後の対応を迅速に伝え、継続的な心的ケアや見守りを願う。

④スクールカウンセラーの要請

- 恐怖心など、心理的に不安定が認められる場合は、中学校区のスクールカウンセラーを要請する。

⑤支援の継続

- 一旦の解決後も観察を継続し、情報を収集するとともに、心的ケアなどの支援も保護者と連携しながら継続していく。

(5) いじめた児童や保護者への対応

☆いじめた児童には、自らの行為に責任を持たせるとともに、毅然とした対応をする必要があるが、孤立感や疎外感を与えないような教育的な配慮のもと保護者や関係機関と連携しながら進めていく。

①事情聴取

- プライバシーに配慮しながら聴取する。
- 複数であれば、一人ずつ行う。
- 不明な点や、つじつまが合わない場合は、再聴取する。ただし、「3（2）」との重複をできるだけ避ける。）

②再発防止に向けた指導（複数であれば、一人ずつ）

- 児童が抱える問題やいじめた背景を考えながら、教育的配慮のもと指導する。
- いじめた責任や重さを知らせるとともに、再発防止に向けた今後の行動の仕方について指導する。場合によっては、指導計画を作成したり、懲戒を与えたりするなどの方法もある。また、被害者に圧力をかけないことを約束させる。

③保護者への連絡

- 家庭訪問等で保護者に事実や今後の対応を迅速に伝え、継続的な心的ケアや見守りを願う。

④スクールカウンセラーの要請

- 責任を痛感するあまり、心理的に不安定が認められる場合は、中学校区のスクールカウンセラーを要請する。

⑤支援の継続

- 一旦の解決後も観察を継続し、情報を収集するとともに、行動や言動についての支援も保護者と連携しながら継続していく。3か月を目安として、全職員での見守りを継続していく。

(6) いじめが起きた集団への働きかけ

☆自分の問題として捉えさせるとともに、傍観者や観衆もいじめに加担する行為になることを理解させる。また、所属集団の在り方についても考えさせ、誰かに知らせる勇気を持たせる。

①加担行為の理解

○観衆や傍観者であっても、いじめの加害者、あるいは助長させる側になることを事案と重ねて理解させる。

②学級（集団）全体の話し合い

○学級（集団）の約束として、互いに力を合わせて防止策を考えさせ、再発防止に向けた気持ちを高揚させる。

③加害者、被害者への配慮

○心理的な重圧をかけない日常の接し方になるようにするとともに、様子の変化や心的変化に気がついた時には知らせるように指導する。

(7) ネット上のいじめへの対応

☆学校単独で対応することは困難であるので、プロバイダや関係機関と連携しながら迅速に削除するとともに、拡大したり繰り返されたりしないような体制づくりを徹底させる。

①速やかな削除

○プロバイダや警察、法務局へ連絡、相談し、直ちにインターネット上から削除する。

②ネットパトロールの依頼

○いじめが継続しないよう、また、同様のいじめが起きないよう、市当局へネットパトロール（監視）を依頼する。

③情報モラルの再指導、再周知

○児童及び保護者、地域に向けて、プライバシーに配慮しながら、再発防止に向けた情報モラルについて周知させる。

(8) 教職員の研修（事後に行うものではない）

☆事後対応は、組織の判断をもとに行われるが、各担任に委ねられる部分も多い。よって、適切な事後対応の仕方について、理解度の差による二次被害やいじめの継続や繰り返しが生じないように十分研修を積み重ねる。

①事情聴取の仕方の研修

②いじめられた児童、いじめた児童、いじめが起きた集団への指導の仕方の研修

③プライバシーなど上述した心理的ケアを伴った対応の仕方の研修

④保護者への伝達及び協力依頼、助言に対する研修

(9) 重大事態への対応

☆重大事態の判断は学校の組織が一応の判断をするが、難しい場合は市教育委員会と相談しながら、調査の主体と併せて判断していく。

①重大事態の判断（いじめ防止推進法第28条）

○いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

○いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※相当の期間とは、30日を目安とするがそれに限らない。また、児童や保護者から申立てがあった場合は、対応に当たる。

②判断後の対応

○以下の枠内の対応は、資料より参酌したものであり、学校が調査の主体となった場合は、前述までの具体策と同様であるが、次の3点について付け加えた配慮を行う。

ア) 市教育委員会に報告し、調査の主体を決める。

イ) 主体が市教育委員会になった場合は、指示に従い、的確に実施する。

ウ) 本校が主体になった場合については、以下の点について配慮する。

- ・以前の調査と重複しないようにする。
- ・第三者の参加あるいは専門家の参加については、市教育委員会と相談の上決める。
- ・聴き取りが不可能な場合は、保護者や市教育委員会と協議する。
- ・自殺という最悪の結果の場合は、次頁の参酌した内容に準じ、遺族の気持ちに十分配慮して対応する。

- i) 重大事態が発生した場合、市教育委員会に報告し、調査組織をつくる。
- ii) 調査の主体が学校になる場合と市教育委員会になる場合がある。
- iii) 以前の調査と重複しないよう配慮する。
- iv) 調査の組織は、直接あるいは特別の利害関係を有しない者（第三者）を参加させ、公平性・中立性を確保する。
- v) 重大事態の性質に応じて適切な専門家を加える。
- vi) 因果関係の特定を急がず、事実関係を網羅的に明確にする。
- vii) 本調査は、事実と向き合い、事態への対処、同種の事態の発生防止を図ることを目的とする。
- viii) いじめられた児童からの聴き取り調査は、個別の事案が明らかになり、学校復帰が阻害されることのないように配慮する。
- ix) 聴き取りが不可能な場合は、迅速に保護者と今後の調査について協議する。
- x) 自殺の場合の背景調査は、なくなった児童の尊厳を保持し、経過を検証し、再発防止策を講じるとともに、遺族の気持ちに十分配慮する。
 - ・遺族の要望、意見を十分に聴取するとともにできる限りの配慮と説明を行う。
 - ・いじめの疑いがあることを踏まえ、詳しい調査の実施を提案する。
 - ・調査の方法や資料の取り扱い、説明の在り方、公表などについてできる限り、遺族と合意しておくことが必要である。
 - ・事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者でない者（第三者）の参加を図る。
 - ・偏りのない資料や情報を入手し、総合的に分析評価する。
 - ・分析評価には、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要である。
 - ・情報発信、報道対応は、断片的な情報で誤解を与えないよう留意する

Ⅲ 基本方針の評価

1 学校評価の活用と公表

- (1) いじめ防止基本方針や具体的な取組に対する評価項目を加え、改善点を明確にする。(年2回)
- (2) (1)の結果を、プライバシーに配慮して、保護者との合意を得てから家庭や地域に公表する。

2 いじめ防止対策委員会による評価の活用と公表

- (1) いじめ防止の手立てについて、月1回の評価と改善を行う。
- (2) 年2回、いじめに関する統計や分析を実施し、基本方針の趣旨や年間計画、具体策、組織について評価と改善を行う。
- (3) (2)の結果を、プライバシーに配慮して、保護者との合意を得てから家庭や地域に公表する。